

	<h2 style="margin: 0;">災害時の電力供給体制を強化！</h2> <h3 style="margin: 0;">日産関係3社と電気自動車からの電力供給に関する協定を締結</h3>
<p>協定締結式</p>	<p>平成30年9月6日(木) 13時30分～</p>
<p>会場</p>	<p>練馬区役所 本庁舎1階アトリウム(豊玉北6-12-1)</p>
<p>6日、区は東京日産自動車販売株式会社、日産プリンス東京販売株式会社、日産自動車株式会社の3社と「災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定」を締結した。</p> <p>協定内容は、災害時に区内店舗（各3店舗、計6店舗）に配備している電気自動車（EV）の区への無償貸与や、店舗に設置している充電スタンドの区優先利用の許諾、災害時に区民や事業者のEV等を活用する「練馬区災害時協力登録車制度」の周知協力など。</p> <p><u>EVを活用した災害協定を、自動車販売会社およびメーカーと締結するのは、都内自治体では初となる。</u></p> <p>今後、訓練やイベントへの共同出展等を通じて区内店舗との連携を強化することで、区内の災害時のエネルギーセキュリティの確保を一層推進する。</p> <div style="text-align: right;">  <p>▲協定締結の様子</p> </div>	

【協定の概要】

- (1) 災害時、区内店舗に配備しているEV（試乗車）の区への無償貸与
- (2) 災害時、区内店舗に設置してあるEV用急速充電スタンドの区優先利用
- (3) 災害時協力登録車制度（区民登録制度）の周知協力
- (4) 平常時、EV普及に関する広報活動への協力（イベント出展等）

【災害時協力登録車制度とは】

災害時、区民や事業者が所有するEV等を、避難拠点（区立小中学校）の電源として活用する取り組み。震度6弱以上の地震が発生した際、登録者はあらかじめ指定された避難拠点にEVで参集する。区の避難拠点には発動発電機および発電機用の燃料が配備されており、およそ1日分の電力量は確保されている。本制度はこれに加え、緊急電源としてEV等を補助的に活用する取り組みである。

本制度は今年6月に創設、募集を開始した。登録車両を増やすためにはEV等のユーザーに直接働きかける必要があったが、区単独ではEV等のユーザーへの直接的な周知に課題があった。

今回の協定により、災害時のEV貸与等の直接的な協力に加えて、本制度の周知について区内店舗との協力体制を築くこととなり、制度の運用に弾みがつくことが期待できる。

【参考】区におけるEV等の活用状況について

現在、EVを2台、FCV（燃料電池自動車）2台を所有し、現場対応等の通常業務に使用している。8月から、安全・安心パトロールカー7台が加わることで、計11台となった。

今後、EVの電気を家庭用電源へ変換するために必要な外部給電機器を平成31年度中に全10か所の医療救護所(※)に配備する予定。

(※) 医療救護所…避難拠点のうち、軽症者に対して応急処置を行う場所



▲EVになった安全・安心パトロールカー

【問い合わせ】		
EVを活用した電力供給に関すること	環境課 庶務係	電話 03-5984-1047
安全・安心パトロールカーに関すること	危機管理課 安全安心係	電話 03-5984-1027